

2026 年 9 月 7 日

高知県知事公邸についての見解

一般社団法人日本建築学会四国支部
村野藤吾設計「高知県知事公邸」の
保存・活用に関するワーキンググループ
2025 年度委員長 北 山 め ぐ み
2026 年度委員長 東 哲 也

1) 建物の概要

高知県高知市鷹匠町 2 丁目 2-6 に位置する高知県知事公邸は 1963（昭和 38）年に竣工したものである。722 坪余り（2390 m²）の敷地に鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の平屋建て・銅板葺き屋根による延べ床 82 坪（273.8 m²）の公邸部分と、木造 2 階建て瓦葺き切妻屋根による延べ床 117 坪（387.3 m²）の私邸部分からなる。私邸部分には歴代の知事が居住し、公邸部分は迎賓・応接に使用されている。

設計者は、昭和戦前・戦後期を通して全国的に活躍した村野藤吾（1891-1984）である。施工は昭和戦後期から平成初期まで高知市内で建設業を営んだ河野組の施工により建設された。

高知県知事公邸の設置は、各府県に知事が置かれた明治期に遡る。当初、高知市永国寺町に設置されたが、戦災による焼失によって 1949（昭和 24）年に再建された。その後、昭和戦後の教育施設充実を図る動きの中で、隣接する土佐女子中学高等学校が校地拡張のため、土佐女子中学高等学校が建築主となり、鷹匠町に代替地を購入し新たな知事公邸を建設・提供し、県が元の土地建物を譲渡する交換契約が交わされた。特殊事情による移転・建替工事であり、当時の県政において財政的に厳しい時期であったが、知事公舎は特定の個人のためのものではなく、県が維持すべき公的施設であるとの認識のもと整備が進められ、当初、県の建築課で設計する予定であったが、県外の優秀な建築家に委託することとなり、村野・森建築事務所（村野藤吾）の設計、河野組の施工により建設された。当初の交換契約の 1.5 倍の費用をかけて整備され、超過した費用を県が負担する形で 1963（昭和 38）年に現在の高知県知事公邸が竣工した。竣工後、私邸部分は 2009（平成 21）年に耐震補強、2020（令和 2）年に設備等の改修が行われ、内観・外観ともに若干の変更があり、また公邸部分ではバリアフリーに合わせた土足利用化による利用上の変更はあるが、内外観ともに竣工当時の状態がよく保たれている。

2) 歴史的価値

(1) 建築意匠上の価値

当該建築は、公邸と私邸からなり、知事一家の日常生活の場でありながら、公的な接客空間を有するものである。建築家として円熟期にある村野が手がけた作品であり、知事の住まいとして奇を衒わずに「そこに住む人本位」であり「門戸を張らない」デザイン的工夫と、接客空間にふさわしい和風や洋風、モダニズムなど様々な様式を自在に組み合わせた独自の造形を随所に見ることができる。

敷地内のゾーニングは、道路側に公邸、奥まった部分に私邸を配し、矩折れの渡り廊下で接続

される。それぞれにエントランスを持つが、大小4つの庭と室ごとの雁行配置によって性質の異なる空間をゆるやかにつなげ、視線の重なりを避けながらも空間的には一体感を生んでいる。応接間・和室・準私的部分を雁行させ、鉄と木の複合柱を列状に配することで奥行き感を与え、明快さの中に複雑さを見せている。

公邸部分は、緩勾配の銅板葺き屋根に僅かなむくりを持たせ、エントランスの外観は車庫・玄関・ホール・応接室の屋根を分節し、重ねることでボリュームを低減させている。加えて、玄関棟・ホール棟の屋根妻面には小屋裏換気の機能と軽やかな意匠を兼ねた箕甲（みのこう）をあしらい、柔らかな雰囲気を作っている。玄関周りはシンプルな壁面に窓とドアが設けられているのみであり、公共建築らしい簡素さもあり、知事公邸でありながらも権威を感じさせない静謐な表構えが表現されている。

内部には、伝統に根差しながらも、様式にとらわれない自由な創作を随所に見ることができる。玄関ホールの天井は大和地方の民家に見られる杉板の大和張りとし、太い竿縁によってそれを強調しているが、上がり框には数寄屋風の細い独立柱を配することで空間に変化を与えつつ、段差を助ける手すりとしても機能させ、意匠と機能性を兼ねた使い手への配慮がうかがわれる。

ホールと応接間は、床を桜の寄木張り、壁は桧ベニヤ貼りでモダンに仕上げながら、天井は布地貼りの格天井により格式と和を感じさせる。応接間には絨毯・ソファを配し、洋式であれば腰壁の上部に窓を設けるところであるが、ここでは床から天井までの高さ 2.6m のガラス戸とすることで、庭との連続性と一体感を生み出している。南面には RC 造の柱が並ぶが、ガラス戸より内側に柱を配置し、庭に面する3方はガラス戸のみで囲むことで、開放感と明るさに満ちたモダンなものとなっている。また地面からの床の高さを低く抑え、長さ 1.2m もの深い軒を出すことで、和風でありながらも明るく開放的でモダンな印象を持たせ、庭と連続的につなげている。さらに、雨風の強い高知の気候風土に対応するため、鉄骨による垂木と鉄骨を檜で巻いた複合柱によって、高い軒高と深い軒の出を成立させている。壁は鉄筋コンクリート、小屋組は木造で重量を軽くし、軒を出すために軒先の垂木と独立柱に鉄骨を用いている。

応接間のモダンでかつ華やかな雰囲気に対して、来賓用の寝室は、3畳の前室と8畳の座敷からなり、前室には網代天井や竹格子の下地窓など数寄屋風の要素を取り入れて碎けた印象を与えながら、座敷には幅広の床の間を設けて格式を示す一方で、違い棚や付書院を省略し形式性を抑えることで、住宅としての落ち着いた室礼としている。また、雁行配置によって重なりを避けながらも庭へ視線を向けることで公邸の空間構成を意識させている。

このように当該建築は、村野ならではのヒューマニズムの理念に基づき、外観・内観共に和風建築を基本としながらも、洋風やモダン・近代技術など様々な手法を用いて、知事公邸としての来賓をもてなす格式と、住まいとしての落ち着いた空間を実現しており、非常に高い意匠的価値を有している。

（2）村野藤吾の作品としての価値

本建築の設計者である村野藤吾は佐賀県に生まれ、1918（大正7）年に早稲田大学建築学科を卒業後、大阪の渡辺節が主宰する渡辺建築事務所に入所し、それ以来大阪を拠点とした。1929（昭和4）年に大阪に村野建築事務所を開設し（1949（昭和24）年に村野・森建築事務所に改称）、商業施設、オフィスビル、住宅、学校施設、美術館など、全国各地で多くの建築の設計を

手がけた。それらの作品は、日本建築学会賞や日本芸術院賞、BCS 賞などを受賞している。高知県知事公邸と同年に竣工した日本生命日比谷ビル（日生劇場）は、翌 1964（昭和 39）年に日本建築学会賞を受賞、また、4 年後の 1967（昭和 42）年には文化勲章を受章している。また、日本建築家協会会長、イギリス王立建築学会名誉会員、アメリカ建築協会名誉会員としても活躍した。2005（平成 17）年には宇部市渡辺翁記念会館（1937（昭和 12）年竣工）、2006（平成 18）年には広島世界平和記念聖堂（1953（昭和 28）年竣工）、2009（平成 21）年には村野が増築部分の設計を担当した東京の高島屋東京店（1952（昭和 27）年竣工）が、それぞれ国の重要文化財に指定され、また 2009（平成 21）年には村野が修復および改修設計を担当した迎賓館本館（旧赤坂離宮／1909（明治 42）年竣工／1974（昭和 49）年修復改修）が国宝に指定されるなど、近年、村野の作品は文化財としての価値が高く評価されている。

知事公邸と共通点が見出される村野の作品として、中川邸（1959（昭和 34）年竣工・現存せず）、旧佐伯邸（1965（昭和 40）年竣工）などの個人住宅、佳水園（1959（昭和 34）年竣工）、三養荘（1989（平成元）年竣工）などの旅館建築が挙げられる。個人住宅では生活空間として控えめな室礼を基調とし、旅館建築では迎賓空間としての意匠的工夫が施され、独自性の高い和風の表現が高く評価されている。高知県知事公邸の表構えを構成する屋根の箕甲の意匠は佳水園で採用され、村野はその後の和風建築で度々この手法を用いている。一方、和室に見られる控えめな表現や雁行配置による内外部のつなげ方は、中川邸や旧佐伯邸とも共通する。こうした作品群との共通性が見られる一方で、生活空間と迎賓空間を融合させた作品は他になく、村野が唯一手がけた知事公邸として希少性が高い。

さらに、高知県知事公邸は、村野藤吾が手がけた和風建築の代表作の一つとして位置付けられ、『村野藤吾の住宅選集 和風建築秀粋（1994 年・京都書院）』や『村野藤吾の造形意匠（1994 年・京都書院）』、『村野藤吾のデザインエッセンス 7 空への輪郭（2001 年・建築資料研究社）』、『村野藤吾建築案内（2009 年・TOTO 出版）』など多くの作品集に掲載され、知事公邸としての優れた空間構成や意匠的特徴を有する作品であることがわかる。さらに、高知県の地方誌『VELOCITY2008 Vol.8（2008 年・velocity 編集部）』では、専門家らにより「円熟した数寄屋建築」と評され、また、公益社団法人日本建築家協会四国支部が発行する『建築巡礼四国 88 ヶ所ガイドブック vol.02（2014 年・南の風社）』では四国唯一の村野藤吾作品として紹介され、地域の建築家からも高い評価を受けている。

（３）戦後都道府県知事公邸としての価値

公邸は、都道府県知事が迎賓施設及び住居として利用する施設として、明治期以降、全ての都道府県で整備された近代以降の建築類型の一つである。全国都道府県の知事公邸と比較すると、設計者が明らかな物件は半数程度であるが、多くの自治体では県内の設計事務所や県直営で設計された事例が多く、全国的に著名な建築家に委託された事例は、高知県知事公邸の他に、茨城県公館（1974 年竣工・設計：大江宏・現存せず）や栃木県公館（1980 年竣工・設計：村田政真）など全国でも数例に限られ、これらと比較して高知県知事公邸は早期に竣工したものである。また、戦前の知事公邸としては、1909（明治 42）年に建てられた旧岩手県知事公舎や、1936（昭和 11）年竣工の北海道知事公館など、数件が国の文化財として登録を受けているが、戦後知事公邸とし

ての文化財は未だない。また、特に迎賓施設については、鉄筋コンクリート造による洋風のものが多く、木造の意匠を取り入れた和風は高知県知事公邸の特徴であり、森林に恵まれた高知県の地域の特性や文化、伝統を示すものである。

他方、知事公邸は老朽化や維持費等の問題で廃止・解体される傾向がみられる一方で、平成に入ってから再整備を行う自治体も複数あり、その必要性は自治体によって個別に判断されている。

高知県知事公邸は、竣工以来 60 年以上にわたり、歴代知事の居住の場であるとともに、海外派遣団の壮行会、留学生とのパーティー、県民や職員との座談会など、県政と市民を繋ぐ交流の舞台として機能し続け、定期的に維持管理を行いながら建設当時の姿を留め、本来の用途で活用され続けている事例は全国的にも少なく、継続性という点でも評価される。

これらのことから、高知県知事公邸は、戦後の県政の格式を示す建築の代表的な作品として、代替不可能な価値を有している。

（４）高知県の近代化遺産としての価値

知事公邸は、明治期から現在まで存続する行政施設であり、戦災による焼失、そして教育施設の充実を図るための移転・建替という戦前・戦後期を通じた近代の社会的発展を物語る記憶装置としての役割を有する。前述したように建替に際しては、当初、県の建築課で行う予定であったが、県外の優秀な設計事務所に委任することとなった経緯があり、その経緯からは、県有資産として質の高いものを作り、かつ県内技術者の研鑽につなげようとする意志が読み取れる。高知県土木部建築課には当時の図面資料 183 点が保管され、村野・森事務所による意匠図・構造図に加えて、高知県内の MA 設計事務所による承認図、日産電気株式会社による電気設備図、さらには鉛筆がきによる建具や家具の原寸図が多数確認された。これらの図面資料から、村野・森建築事務所とともに県内の設計事務所及び行政担当者が協働して作り上げたプロセスを知ることができる。こうした経緯や資料から、高知県知事公邸は、昭和期の地方における文化意識の向上と建築技術の研鑽を図ろうとした、本県における近代化遺産としての価値を有している。

（５）地域における景観・環境上の価値

高知県知事公邸は、明治期の設置当初、高知市永国寺町に整備され、移転に伴い鷹匠町に移転したが、一貫して近世の武家屋敷地に立地する。鷹匠町には文教施設や低層の住宅に加えて山内家歴代藩主を祀る山内神社や旧山内家下屋敷長屋（重要文化財）などの歴史文化遺産が現存し、歴史的風致を形成している。特に本物件が位置するエリアは、自然と調和した良好な住環境の形成及び地区内の緑化を推進し、落ち着いた街並みの保全を図ることを目的とした鷹匠町地区計画（2007（平成 19）年告示）が定められているものの、近年では、周辺地区の高層化が進む傾向もみられ、歴史・文化的側面を含め、本建築が有する景観・環境的価値はより一層重要なものとなっている。

３）総合的価値

高知県知事公邸は、第一に、建築家・村野藤吾が手がけた唯一の知事公邸であり、空間構成や建築意匠に公邸建築としての工夫や配慮が顕著に表れており、極めて高い価値を有している。

第二に、全国で明治期以降建設され、供用されてきた知事公邸の歴史的変遷を語る上で、昭和戦後期の県政のありようを示す代表的な建築として代替不可能な価値を有している。

第三に、教育施設の充実に伴う学校用地拡張という特殊事情によって建て替えが生じたが、県自ら費用を積み上げ、良質な知事公邸を作ろうとした県の姿勢が表れており、また設計に際して、県内設計事務所や県が関わって多くの図面を作成し、県内建築技術者の研鑽に資する事業となり、高知県の近代史にとって意義のある建築である。さらに、知事と来賓や県民、職員等との距離を近づける応接の場として継続的に機能し、また、武家屋敷地であった鷹匠町の景観を特徴づける存在であり、社会的・景観的価値を有している。

このように、高知県知事公邸は複数の価値を持ち合わせ、文化財指定ができるだけの高い価値を有している。したがって、当該建築の喪失は、高知県のみならず、我が国における文化遺産の喪失につながるものであり、文化財指定等も視野に入れた、適切な保存活用が望まれる。

4) 期待される活用

前述のように、当該建築は知事公邸として優れた建築的工夫が随所に見られ、建築史学・地域文化遺産として極めて高い価値を有するものであり、その価値が損なわれることは、我が国の建築文化にとって大きな損失である。

こうした文化的価値の高い建築は、適切な修復や使い方に応じた改修を行いながら活用し続けることが世界的な潮流となっている。世界遺産の登録などを行うユネスコの諮問機関であるイコモスでは、「リビング・ヘリテージ」という概念を提示し、積極的に活用し使い続けていくことによる建物の保存を提唱している。また、我が国では戦後から 20 世紀末までに作られた建造物に対する総合的な価値づけ及び文化財としての保存措置がほとんど講じられていないことから、文化庁では、これらの適切な保護を図るため、「近現代建造物緊急重点調査」を平成 27 年から開始している。同年代に村野により設計された「旧佐伯邸」も本調査によりリストアップされ、松伯美術館の一部として市民が利用できるスペースとして活用されている。

他地域における活用事例として、熊本県では災害時の危機管理対応の利便性を踏まえ、1969（昭和 44）年竣工の知事公邸を 2012（平成 24）年に耐震補強し、現在も知事公邸として住居・接遇の場として活用している。用途を転用した事例としては、貸出利用を行う「宮城県知事公館（1921（大正 10）年竣工・正門が県指定文化財）」や、「千田正記念館」として活用される岩手県知事公舎（1909（明治 42）年竣工・国登録有形文化財）、「高志の国文学館」として改修・活用される富山県知事公館（1978（昭和 53）年竣工）などが挙げられる。また、1959（昭和 34）年竣工の旧大阪市公館は、レストラン・ウェディング会場として大阪市との賃貸借契約により民間活用されている。このように地域及び建物の特性を踏まえ、うまく活用されている事例が多く存在している。

また、高知市中心部には、先に述べた山内家関連施設に加え、岸田日出刀設計による高知県庁、武田五一の指導による追手前高等学校など優れた文化遺産が存在し、城下町・中心市街地としての歴史的変遷をよく伝えている。こうした文脈において、高知県知事公邸は欠かせない存在である。県民とともに歩む県政の一環として多角的な検討により、本建築が持つ歴史・文化的価値を維持しながら持続的な保存と活用が図られることを切望するものである。

5) 高知県知事公邸 建物写真・図面資料



高さを抑えた外観



葺甲とむくりをあしらった屋根



エントランスの縁石に仁淀川の川石を用いる



大和張りの天井を用いた玄関ホール



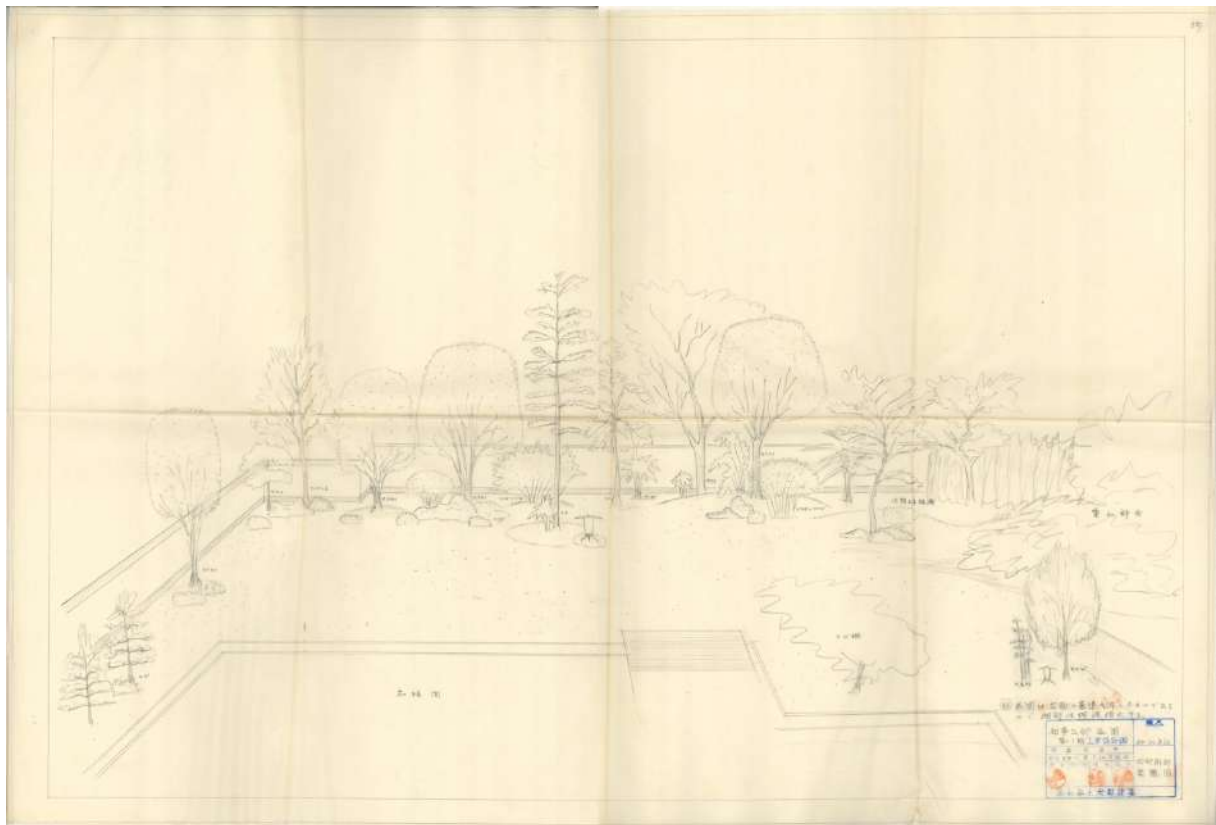
複合柱による軒下空間



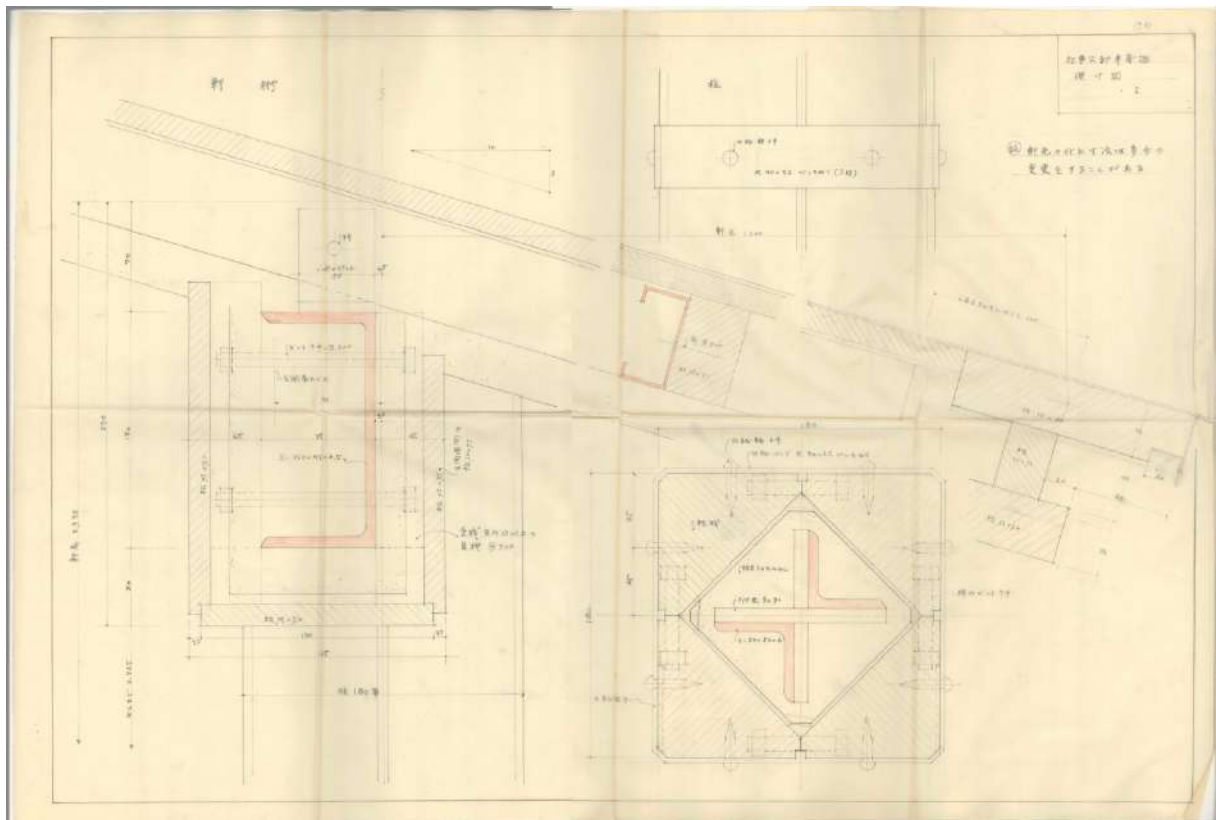
庭と一体的につながる応接間



軒を長く張り出した公邸部分



公邸竣工後に高知県土木部建築課によって計画された庭園の立面図（提供：高知県）



玄関ポーチ・応接間外部に用いられた複合柱の詳細図 ※作成者の記載はなし（提供：高知県）

6) 村野藤吾の代表作の一例



山口県・宇部市渡辺翁記念会館※
(1937 年竣工・重要文化財)



広島世界平和記念聖堂※
(1953 年竣工・重要文化財)



東京都千代田区・日本生命日比谷ビル（日生劇場）
(1963 年竣工・日本建築学会賞受賞) ※



奈良県奈良市・旧佐伯邸
(1965 年竣工)



京都府京都市・佳水園（1959 年竣工）



静岡県伊豆の国市・三養荘（1989 年竣工）

【撮影者】

写真資料のうち、※印のあるものは笠原一人氏による撮影。そのほかはワーキンググループの撮影による。